

普及項目	養殖
漁業種類等	魚類養殖
対象魚類	魚類
対象海域	八代海、天草海

水産用医薬品巡回指導

天草広域本部水産課・宮崎 孝弘

【背景・目的・目標（指標）】

水産用医薬品の使用について、薬事関係法令により①未承認医薬品の使用禁止、②対象魚種や用法用量、③使用禁止期間及び休薬期間 等の使用基準が設けられている。

養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的として、養殖現場において、水産用医薬品の使用に係る巡回指導を実施した。なお、管内の魚類養殖漁場は大別すると大矢野・松島、龍ヶ岳・倉岳・栖本、御所浦、本渡・新和、深海・牛深の5地域に分かれるため、年度内に5地域全てにおいて巡回指導することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

(1) 巡回指導の日時、場所、対象者数は下記のとおり。

- 1) 令和3年(2021年)11月5日：天草漁協上天草総合支所管内1業者
- 2) 令和3年(2021年)11月12日：天草漁協牛深総合支所管内1業者
- 3) 令和3年(2021年)11月19日：天草漁協天草町支所管内1業者
- 4) 令和3年(2021年)12月3日：大道漁協管内1業者
- 5) 令和4年(2021年)3月16日：天草漁協深海支所管内1業者
- 6) 令和4年(2021年)3月16日：天草漁協新和支所管内1業者

(2) 共同実施者 天草家畜保健衛生所 村上衛生課長

(3) 指導の方法

6地区の9名に対して、養殖水産動物の種類、尾数、生簀の数、発生した魚病や水産用医薬品使用状況などを確認するとともに、適正使用を指導した。

併せて、薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、個数管理の方法、古い医薬品が残っている場合はその処分について指導した。併せて、平成30年(2018年)1月から水産用医薬品(以下「医薬品」と言う。)のうち水産抗菌剤を購入する場合、専門機関が交付する書面が必要となった旨を周知した。

【成果・活用】

巡回した養殖業者について、医薬品を適正に使用していることを確認した。また、各業者は基本的に使用の都度必要量の医薬品を購入していたが、余った医薬品を保管している場合があり、その場合は使用期間等を遵守するよう指導し、誤使用や不適正使用を防ぎ、安全性が確保することができた。

【達成度自己評価】

4 目標はほぼ達成できた(100%)



図1 医薬品保管庫と管理簿



図2 医薬品保管状況



図3 施錠の確認



図4 餌保管庫でのヒアリング